

東京都環境審議会  
水質土壌部会（第2回）

日 時：平成23年10月27日（木） 9:30

場 所：都庁第二本庁舎10階212会議室

午前 9 時 30 分開会

○宮沢環境政策課長 大変お待たせいたしました。

それでは、定刻より若干早い時間でございますが、ただいまから第 2 回「水質土壌部会」を開会いたしたいと存じます。

委員の皆様には、お忙しい中、本日も御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

私は、環境政策課長の宮沢と申します。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、冒頭にお手元配付の資料の確認をさせていただきます。

会議次第。

資料 1 東京湾における東京都の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（案）

資料 2 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準（案）

資料 3 第 7 次水質総量削減計画（案）及び総量規制基準（案）に対する意見募集結果について

資料 4 - 1 総量削減計画（案）補足資料（その 1）

資料 4 - 2 総量削減計画（案）補足資料（その 2）これは 6 次計画からの主要変更点でございます。

資料 5 - 1 総量削減基準（案）補足資料（その 1）

資料 5 - 2 総量削減基準（案）補足資料（その 2）国が告示した基準値の範囲です。

資料 6 これまでの経緯と今後のスケジュール

参考資料 1 環境審議会諮問書

参考資料 2 部会付議

参考資料 3 東京都環境審議会水質土壌部会委員名簿

参考資料 4 東京都環境審議会関係規程

それぞれの根拠規定となっております。

過不足等ございませんでしょうか。よろしゅうございましょうか。

ありがとうございます。

それでは、続きまして、定足数の確認をさせていただきます。

本日は委員の皆様方、構成員は全員で 5 名でございますが、そのうち 4 名の先生に御出席いただいております。本日は、大前先生は御欠席と伺っております。定足数は満たしていることを御報告申し上げます。

事務局からは以上でございます。

それでは、ここからの議事につきましては、古米部会長にお願い申し上げます。よろしくお願いたします。

○古米部会長 それでは、第2回「水質土壌部会」の議事に入りたいと思います。

前回、第7次の水質総量削減計画の策定と総量規制基準の設定ということで「環境審議会」から本部会に審議が付議されました。そして、8月4日に第1回の部会を開催して議論をしたということです。その後、事務局としてパブリック・コメントも含めて作業していただいて、最終的に本日、部会の意見をとりまとめていくということになります。

それでは、審議に入る前に、高橋自然環境部長より、ごあいさつをお願いしたいと思います。

○高橋自然環境部長 自然環境部長の高橋でございます。

お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。若干、遅刻いたしまして済みません。議会の関係でございまして、急な案件が出まして申し訳ございませんでした。

今、先生からもお話がございましたが、前回の委員会におきまして東京湾の水質改善のための第7次総量規制に係ります総量削減計画（案）と基準（案）につきまして事務局より御説明を申し上げ、委員の皆様から御審議、御議論をいただいたところでございます。それを受けて8月18日～9月8日までの3週間パブリック・コメントを行ったというところでございます。

前回、申し上げさせていただきましたが、この総量規制は昭和55年から6次にわたって実施をされておりまして、汚濁の負荷量は大幅に削減されてきたところではございますが、ただ、指定水域における水質汚濁は十分に改善されたとはいえず、海域の富栄養化、あるいはその象徴でございます赤潮や貧酸素水塊の発生もまだ見られるといったところでございます。

こういった中で第7次の総量削減では下水道の高度処理施設の整備の促進でありますとか合流式下水道の改善等、これまでの取組みを継続していくことで引き続き汚濁負荷量の削減を図ってまいりたいと考えてございます。

本日は、この計画（案）及び基準（案）の御審議をいただきまして、この後、開催されます「環境審議会」でも答申として御了解いただければと考えております。よろしくお願申し上げます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○古米部会長 それでは、議事に入りたいと思います。

お手元の議事次第に沿って進めていきますが、前回の部会の意見を踏まえて整理いただきました総量削減計画、及び総量規制基準について事務局から御説明をいただきます。パブリック・コメントについても御報告をいただければと思います。

○小林水環境課長 それでは、水環境課長の小林でございます。よろしく申し上げます。

では、計画（案）等について御説明をさせていただきます。制度の内容につきましては、前回の部会においてパワーポイント等を使って御説明をいたしました。2か月余り経っておりますので、ざっくりと制度の内容を説明させていただいた後、前回の部会で御審議いただいた内容ですとかパブリック・コメントの結果について御説明をさせていただきます。その後、計画（案）の御説明という順序で進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

資料につきましては、お配りしてございます「別紙」A3横の資料の順番でまいります。お手元の資料もめくっていただきながら進めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

では、まず「1 総量削減制度について」でございます。

資料4-1の1ページ、この制度ができたきっかけでございますけれども、昭和46年に水質汚濁防止法が施行されまして、工場等の排水に基準が設けられましたが、東京湾のように人口や産業の集積地を抱えて、汚染の著しい水域の改善が進まないということで計画的に汚濁負荷量を減らしていこうということで始まった制度でございます。

国が指定している水域につきましては、東京湾、伊勢湾、大阪湾、大阪湾を除く瀬戸内海でございます。

2ページ、それぞれの水域に汚濁負荷が流入する地域を指定地域と言っておりますけれども、都内では島しょ、町田市の一部の境川流域、本当におへそのようにちょこっと出ている部分でございますが、そういった部分を除く東京都全域が指定地域に指定されているという状況でございます。

1ページに戻っていただき、この計画の策定の手順でございます。まず、この計画は国において対象水域ごとに総量削減基本方針を策定し、知事に通知をいたします。方針の中身については四角に囲まれた中の事項でございます。知事はそれを受けまして、総量削減を達成するための計画を策定し、併せて総量規制基準を設定するという運びになっております。

A3の資料にお戻りいただきまして「2 総量削減計画及び総量規制基準」でございます

けれども、総量削減計画において定めますのは3つございます。

1番目については、COD、窒素、リンの削減目標量。2番目として、その削減のための方途、いわゆる方策でございます。3番目として、その他汚濁負荷量の総量の削減に関し必要な事項ということになってございます。

この計画は昭和54年から5年ごとに改定を重ねられております。

(2) 総量規制基準ですが、対象事業者につきましては先ほど申し上げました指定地域内にある日平均で50立方メートル以上の排水を公共水域に直接排水する特定事業場が対象となります。現在、都内で123の事業場が存在してございます。

念のために申し上げますと、下水道に排水する事業場につきましては、この制度の対象となりません。下水処理場の入り口で排除基準という規制によって規制をされてございます。

②として、総量規制基準につきましては、個々の事業場において、四角の枠の中の計算式によって求められた合計が1日当たりに排出が許容される汚濁負荷の量でございます。この式の中で右側「業種ごとの濃度値」、これをC値ということで御説明をさせていただきましたが、実際には先ほどのCOD、窒素、リンといった3物質を国が定めた範囲内で都知事が定めるという形になってございます。

次に、この計画によるこれまでの成果ということで3物質がどのように減ってきたのかというのは、資料4-1の3ページにございます。3物質について右肩下がりで、これまでは順調に減らしてこられたということでございます。窒素、リンについては5次計画から組み入れられたということでございます。

量的な話をさせていただきますと、CODは1次計画から3分の1以下ということで、その他の2物質につきましては、5次計画から3割程度の減という形になってございます。

制度の概要については、以上でございます。

続きまして、8月4日の部会の後に環境局が実施いたしました、この計画(案)についてのパブリック・コメントと前回部会の議論の内容、更に案の考え方について御説明をさせていただきます。

パブリック・コメントにつきましては、都庁記者クラブに対するプレス発表を行った後、都のホームページに記載をいたしました。8月18日～9月8日まで3週間、情報を掲載して行いました。更に関係する県、都内の関係区市町村、総量削減の規制対象となる事業者にもお知らせを行っております。都のホームページの総量削減のパブコメまでアクセスをしていただいた件数は289件、約300件のアクセスがございました。

コメントにつきましては、残念ながら1件もなかったという状況でございます。

次に前回の部会における主な意見、議論について、かいつまんで御説明をさせていただきます。東京湾全体で見ると、下水処理場の影響が大きいということで下水処理場の基準値をどんと下げれば、効果が出るのではないかという御意見。それから、合流式下水道からの雨天時の汚濁負荷が大きい。基準値の設定が1日当たりでは、雨天時に下水処理場の基準超過のおそれがあるということであるならば、もうちょっと長いスパンでの評価ができないかという御議論があったと思います。

これらを踏まえまして事務局で整理し、計画（案）との対比を行いまして、下水処理場につきましては都内における最大の排出源となっているのは事実でございます。下水処理場からの汚濁負荷を低減するためには、今の技術では高度処理施設の導入ということになるかと思いますが、この施設の導入につきましては大きな施設改善が必要であることから、一度に導入することは難しい。ただし、計画では着実に導入をしてまいりますという計画であること。

次の点としまして、合流式下水道地域が多い東京都では雨天時に処理場が受け入れる水量が大きくなることから、簡単に基準を厳しくすることが現実的ではないという状況があること。それから、これに関して1日当たりだけではなくて長いスパンで規制をかけますと、基準の設定方法を変えることについては将来に向けた新たな制度ということで期待はできませんが、1日当たりの汚濁負荷量で縛りをつけるという現行の制度の枠内では難しいということで、この部分については別途、検討が必要になるということ。

合流式下水道からの雨天時の負荷については、汚れた初期の雨水を一時的に貯留する施設の整備を計画的に進めていくことという内容になってございますので、本日、御提示をさせていただきました7次計画の内容は前回部会で御説明をさせていただいた中身と同じということで、お示しをさせていただいております。

ただし、前回の部会の議論を踏まえまして、この計画の中には記載してございませんけれども、合流式下水道の雨天時の負荷につきましては、まず、負荷量がどの程度なのか。それから、把握ができていないということもございます。

そういったことで前回の審議の後、下水道処理施設を管理する下水道局に対しまして、実際にどのぐらいの雨天時の流出負荷があるのかとか、貯留する施設の整備によりどのぐらいの削減効果があるのか。こういった部分について、把握を進めていくことが今後の検討課題である旨、伝えております。

それでは、案の内容の説明に移らせていただきます。A3 資料の右側半分が案の内容説明の部分でございます。

まず、案の内容説明の前に、この計画に関しまして前回お示しできませんでしたが、東京都の現状について若干の説明をさせていただきたいと思っております。

これまで6次にわたって取り組んできた総量削減計画によりまして、汚濁負荷量は着実に減少しております。ただし、減少した要因のほとんどが下水道の普及率の上昇によるといってもよいと考えておりました、現在、その普及率は約99%に達し、今後、3物質についての大幅な削減は見込めないという状況にあると考えております。

(1)の部分でございますけれども、グラフをごらんください。平成21年度の排出源別の汚濁負荷量の内訳でございますけれども、下水処理場からの負荷量をごらんとおり3物質ともに90%以上を占めているという状況でございます。

このグラフを一見いたしますと、下水処理場からのものが非常に大きいという印象をお持ちになるかもしれませんが、逆に言えば、各下水処理場が都内の汚濁負荷量のほとんどを引き受ける中で総量規制基準を遵守しながら運転管理をしているということから、この数値にとどまっているということも言えるのかなという状況でございます。

こうしたことを踏まえながら、総量削減計画(案)の部分について説明を進めさせていただきます。

資料1の2ページをお開きください。まず、CODの削減目標値でございますけれども、平成21年対比で日量1トン減の53トンとしてございます。

2ページ、窒素は21年対比で1トン減の66トン。

3ページ、りんについては0.3トン減の4.8トンとしてございます。

「2 削減目標値の達成の方途」についてでございます。まず、(1)汚濁負荷量の割合が多い生活排水対策につきましては、ア(ア)にございますように、下水道の普及を更に進める。

4ページの表4のとおり、下水道の普及人口を更に増加させまして汚濁負荷量を削減していくという計画でございます。ちなみにこの表4に関しましては、下水道普及率を6次計画対比で1ポイント上げていく計画でございます。

次に窒素、りんにつきましては表5をごらんいただきまして、下水処理場において定格排水処理量に対する高度処理能力の割合を上げることで削減していくこととしてございます。

こうした整備のほかに既存施設の小規模改修などにより準高度処理という工夫をすること

で、より削減に努めていく予定でございます。

4 ページ、(イ) 合流式下水道の改善でございます。雨天時越流水については規制外ということで前回は御説明をしておりますが、ここの越流水の対策についても、この計画に含める形で対策を進めていこうということでございます。御存じのように雨天時には汚水と雨水が混じり合って、下水のすべてを処理場が受け入れることができませんので、処理能力を越えた一部について河川や海に放流することがございます。

これまでもこうした下水を可能な限り貯留して放流せずに雨がやんだ後、処理をするという取組みを行ってまいりましたけれども、更に今回の計画では雨天時の貯留池、21 年度対比で 19 万立方メートル増やし、平成 26 年度には 107 万立方メートルまで引き上げていく計画でございます。

5 ページ、生活排水対策でございますけれども、このほかに下水道が普及していない地域への対策として合併処理浄化槽の適正な設置、管理。し尿処理施設の維持管理の徹底など区市町村と連携した取組みを進めてまいりたいと考えてございます。

(2) 産業排水対策についてでございますけれども、総量規制基準によって規制されます日排水量 50 立方メートル以上の事業所については法に則りまして、検査、指導などを行ってまいりますが、6 ページにございます総量規制基準の適用されない 50 立方メートル未満の事業場に対しましては、東京都の都民の健康と安全を確保する条例に基づく濃度規制を徹底しながら、汚濁負荷の低減に努めてまいりたいと考えてございます。

(3) その他の汚濁発生源に係る対策でございますけれども、効果については少ない部分でございますが、農地、家畜、養殖漁場など負荷低減にも取り組んでいくこととしてございます。

7 ページ「3 その他の汚濁負荷量の削減に関し必要な事項」でございますけれども、(1) 環境改善事業ということで、底質汚泥の除去、河川の流量確保などを行うとともに、(2) 監視体制を整備しながら、しっかりと監視をしていくなど項目について盛り込んでございます。

総量削減計画の説明については、以上でございます。

次に、総量規制基準について御説明をいたします。A3 資料の右下の部分でございます。ごらんください。都は、これまで先ほどの C 値の設定につきましては可能な限り低く設定してまいりましたが、今回の変更点につきましては国が定めた下限値が下がった業種について、国の新しい基準値に合わせて下限値に変更いたしました。

具体的に申し上げますと、まず、COD について資料 5-2 の 1 ページをお開きいただきました



と思います。整理番号9番として、寒天製造業がございませう。これは都の地域に該当の事業場はございませうけれども、この部分について下限値を国の告示に合わせました。

9 ページ、97 番でございませう。パルプ製造業、この事業場につきましては23 区内に1 事業場該当がございませう。

12 ページ、3 項目目が145 番のイオン交換樹脂製造業。この3 業種を変更してございませう。イオン交換樹脂製造業の対象事業場はございませう。

雑駁ではございませうが、7 次の総量削減計画（案）の説明につきましては以上でございませう。

○古米部会長 御説明ありがとうございます。

御説明に關しまして委員の方々から御意見、あるいは質問があれば、お受けしたいと思ひます。いかがでしょうか。

せつかくなので、別紙で御説明いただいた右側の東京都の現状について質問させていただきます。それぞれ下水処理場から出てくる部分が非常に大きいということで具体的な排出負荷量が表示されていますけれども、この値自身はどのように計算されて出てくるものなのでしょうか。

○小林水環境課長 負荷量につきましては、この計画を策定する際に国に対して、それぞれの事業場から出る負荷量の合計値を報告いたしまして、基礎データがございませうので、それを分析、足し上げという形になってございませう。

○古米部会長 そうすると、例えば COD を例にすると、今回の資料5-2の化学的酸素要求量の下水道の基準値、C 値が書いてあるところが18 ページになりますけれども、そこではC 値の幅の下限値の20mg/L だとかが設定されている。その20 に対して出てくる排出負荷量よりも実際にはかなり低く排出されているということになるんですね。

○小林水環境課長 そういうこととございませう。

○古米部会長 ですから、基準値も守っているし、当然年間を通じた負荷量はそれよりも低い量で、実際には出ていると理解すればよろしいですか。

○小林水環境課長 はい。先生も御存じのとおり、雨天時と晴天時がありますので、都内に26 事業場があつて、それぞれ性能も違ひますし、そういった部分をきちんと足し上げた中でこういう数値になってございませう。

○古米部会長 第7 次の総量規制の中で合流式下水道だとか、あるいはノンポイント由来の汚濁負荷については、なかなか評価が難しいのだけれども、だんだんウェートが大きくなつ

てきている。しかしながら、その排出量自身の原単位を与えることで市街地だとか農地だとか、それ以外のところは、この図で言うと「その他系」というところで評価されている。これは湾内の養魚場がもしあれば、そういうのも入るのかもわかりませんが、その他系になっていると思います。

合流式の下水道に関してはノンポイント汚濁のその他系にも組み込まれていなくて削減しなくてはならないという方向だけが示されているということになりますね。だから、この制度上ではそれを削減する努力をしても数値としての評価はなかなか難しい。

○小林水環境課長 このグラフには出ないということになります。

○古米部会長 したがって、総量規制の枠組みの中で削減量だとか目標量の中にカウントしない形であくまでも達成のための方途として削減しますよということになる。

○小林水環境課長 あくまでも東京湾の水質改善を目指す中で、越流水については枠外の話であるけれども、そこについても取り組んでいくということを計画にはうたっているということでございます。

○古米部会長 削減目標量とは直接的には関わっていないわけですね。

○小林水環境課長 そうです。

○古米部会長 あくまでも今までの積み上げられた排出量を評価する、定量化できるものについての削減量が書いてあるということです。

もう一つは、今回の資料で言うと、資料1の4ページに高度処理施設を導入するということところが21年度から26年度に約4ポイント上がるので、除去量が増えるということにはなりますね。

○小林水環境課長 はい。この分につきましては窒素、りん的生活排水に効いてくると考えてございます。

○古米部会長 生活排水に効いてきて。

○小林水環境課長 その分に減が表れてくると考えてございます。

○古米部会長 そうすると、当然守られるべきC値とは別の話として削減目標量の中にカウントされて出てくるということですね。

○小林水環境課長 はい。

○古米部会長 一方でCODについては高度処理をしても値は変わらないのかな。だから、生活排水のところの41が41のまま、一部多摩地域で下水道が整備されたとしても微々たる量なので、数値の違いとしては現れてこない。だけれども、窒素とりんについては高度処

理が入ることによって前回よりは更に削減されていく。これを長期的に進めていくと、かなり削減量が進んでいく。だけれども、すぐにはすべて高度処理の導入は難しいので、着実に進めていくという理解をするということですね。

實際上、下水処理場事業者自身は非常に貢献しているのだけれども、見かけ上、排出先としてはたくさん出している。そうすると、そこからどう削減を考えるのかということと、もう一つはここにはカウントされていない、見かけ上は定量化されていない汚濁負荷量をどんな形で考えるのかということです。現在の総量規制の枠組みでは難しく、先ほどお話があったように、後者はもう少し評価の方法を考える必要がある。

その意味においては、東京は東京湾にも面していますし、多くの人に関わる東京湾ですので、そのトップランナーの自治体として、そういったアンノーウンな定量化されていない汚濁負荷量も取り上げて、下水道事業者として積極的に定量化を進めてく。そういったものが進むと、国の方の制度に対しても影響力が及んで、もう少しよりいい制度に改変できる。そうすると、より実効性のある削減計画なり対策みたいなものが出てくるようになるのかなと思います。

私も国の総量規制を検討する委員の1人なので、第7次総量規制の方針作成に関わっていますけれども、全国一律の議論をしないといけない部分と、大きな自治体レベルでできることとの調整は難しいので、国全体で非常に大胆な変更は難しいかもわかりませんが、少しずつ変更して、よりいいものにする努力は必要かなと個人的には思っています。このような現状を整理をしていただいたので、中身がわかりやすくなったと思います。

ほかの委員の方々は何か御質問なり御意見がございませんでしょうか。

○駒井委員 今、委員長がおっしゃったとおりでと思うのですが、東京都としての先進的な事例ですね。国内だけではなくて国際的にも総量規制という枠組みを着々と進めておられますので、その成果はかなり数字でも出てきますし、いろいろなところでアピールするという意義があると思います。

そうした意味では、今、おっしゃったように下水処理場というのは、ある意味では中間処理的ではあるのですが、全体量を把握する上で一番わかりやすい部分ですので、勿論、費用対効果で一番難しいのが多分この下水処理の部分だと思いますけれども、都で本当に削減していく上で処理場はかなり重要な部分ですね。という意味では全体的な量の把握とか水循環とか、こういった意味の中で処理場の改善も同時に着々と進めることが重要なのではないかと思います。

異常時といいますか、雨天時とか大雨とか、そういった平常時でないときの対策も一方では必要なのではないかなとは思いますが、そこは費用と効果の関係でなかなか難しいと思います。これだけサチュレートしていきますと、費用対効果がますます難しくなってくるというところでも着々と進めるためには、もしかしたら比較的費用がかからなくても対策が進める部分もあるのかもしれない。ということで先ほど、雨天時の負荷量とか施設による削減効果の検討も進められるということは非常に重要なことだと思います。

これは本質ではないかもしれないのですが、負荷が低減しても最終的に底質のところ、どうしてもたまってしまって、沿岸環境がなかなか改善しないという部分がありますので、底質の対策も今後、進めるべき部分ではないかと思います。

以上です。

○古米部会長 どうもありがとうございました。

事務局、何か、よろしいでしょうか。

底質については、運河のところは浚渫しているけれども、御意見としてはもう少し広範な意味において底質対策を考えていくのも含めたもの。

○駒井委員 もうちょっと沿岸部分も含めたということです。

○古米部会長 どうぞ、小河原委員。

○小河原委員 今の総量規制の議論は、流入量の削減なんですね。でも、総量といった場合に流入のフローの部分で今、劇的と言ったらおかしいですけども、資料を見せていただいても流入量が減ってきているのですが、資料4-1の6ページで本当に全然りんなど減らないですね。

多分、今までストックしてしまった、蓄積してしまった分が当然あって、それが非常に微妙なバランスの部分があるのですけれども、私どもが知っている範囲では恐らく底質が本来、活性化されていけばいいんだが、微生物が死滅した状態でヘドロ化しているわけですね。そうすると、今度は窒素やりん、特にりんが溶出してくるわけですから、それは悪循環の方へ回ってしまっている。

勿論、これ以上負荷をかけないという意味で流入量の総量削減、それも非常に今、効果を上げてきているんだけれども、たまったものを本当に駒井先生がおっしゃったように、そこを何とかしないと、これ以上いい方向に回らない。要するに、本来やるべき閉鎖性水域の水質改善というところが回らないわけですから、是非、本当に底質汚泥の除去、あるいは覆砂、いろいろありますけれども、順次、酸素を供給しながら、要は汚泥を活性化していくという、

いろいろな方法が今、試されてきていますが、そういう直接的な活性化の方法というんですか、そういうものを東京都がもっと実験的にやりになった方がいいのではないかなという感じがします。

○駒井委員 一部で瀬戸内とか底質改善の取組みはやっているのですが、とにかく面積が広いので、具体的な効果が数字で出てくるのはなかなか難しいですね。

○小河原委員 葛飾区の小合溜のところもそうです。ああいうところを水質改善しようとする、今は完全に閉鎖されていて、ヘドロがたまり切っていますので、非常に難しいですね。

○小林水環境課長 今、小河原委員がおっしゃった底質の生物調査を東京都もやっているのですけれども、見ますと、夏場に貧酸素層がどうしてもできるということで、せっかく増えてきたものが夏になると死んでしまうという部分もございますので、引き続きそういった部分をウォッチしながら、先生方の御意見を参考にさせていただきたいと思っております。

○古米部会長 ほかに、いかがでしょうか。

せっかくなので、確認なのですが、資料4-1が削減計画の補足資料ですけれども、この補足資料は本部会のみ資料ですか。

○小林水環境課長 いえ、本審にも使いまして、制度についてこれで説明をいたします。

○古米部会長 そうすると、4-1の9ページにあるように、その他の汚濁負荷量の総量の削減に関し必要な事項というのがありますね。これは、方針に書いておくべき内容ですか。計画の中で具体的にそれに関して、こういう対策を進めるというのを記載するのか。このページは基本方針ですね。

○小林水環境課長 はい。

○古米部会長 総量規制の制度の中でも、その他の汚濁負荷の削減も重要であると認識されていて、そういったことをやってください。実質それをやったからどれだけ削減量があるかという評価は合流式下水道越流水と同じで定量化されてはいないのですけれども、それは積極的にやるようにという方針が出ている。当然計画の方途の中でもそういった様々な削減対策を進めるということは非常に重要だと思います。

そういう意味においては底泥の除去等ということで、一応、本計画でも浚渫は考えていますけれども、それ以外にもし可能なことがあれば、積極的に計画に書き込んでいくということも今後、必要になるかもしれませんね。

他にいかがでしょうか。

もしないようであれば、前回資料と結果的には変更がございませんでしたけれども、資料

1を総量削減計画ということと、あと、資料2を総量規制基準についてということで部会の方から「環境審議会」へ報告するというにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○古米部会長 どうもありがとうございました。

それでは、その他ということで第7次総量削減のこれまでの経緯とか今後のスケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

○小林水環境課長 それでは、私から説明をさせていただきます。

資料6をお開き願います。これまでの経緯でございますけれども、本年7月7日に諮問ということで同時に「水質土壌部会」へこの件について付議されまして、第1回目の部会が8月4日。先ほど御説明いたしましたパブコメについて3週間ほどとりまして、本日が第2回の「水質土壌部会」並びに本審議で答申までという形でいただきたいと思います。

今後でございますけれども、今日、仮に答申をいただけるとすれば、その後、11月中旬ぐらいから環境大臣への協議を行ってまいりたいと思っております。

ほぼ同時の形で関係する区市町村長への意見聴取などを踏まえまして、平成24年、来年の2月下旬に公告、告示ということで新設施設の適用が24年5月から、既設については26年4月という段取りで進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○古米部会長 今、これまでの経緯と今後のスケジュールということで、上の審議会の方に答申をして、最終的には環境大臣と調整がされて決定されていくということになるかと思っております。

何か御質問は、ございませんでしょうか。

○中村委員 スケジュールではないのですが、先ほど資料3でパブリック・コメントについて300人近くのアクセスがあったが、コメントは1件もなかったというお話がございました。第6回のときもそうだったのでしょいか。

○事務局 3件ほど御意見をいただきましたが、その際は測定方法の頻度等に関する御意見、あるいは下水処理に対する御意見でございまして、計画本体に関する御意見は余りいただかなかった経緯がございます。

○中村委員 やはり案件によって全然コメントの数は違うんですね。これは比較的、専門的で難しいから余り意見が寄せられないということがあるのでしょうか。

○小林水環境課長 本当はお知らせするとき、何か意見ちょうだいと言いたいところなんです、今、そういうこちらから働きかけて意見をいただくというのが何事に関しても非常に難しい状況でございまして、その辺で、ちょっとつらいところではあります。

○中村委員 わかりました。ありがとうございます。

○古米部会長 その点は是非、中村委員にお聞きしようかなと思っていたのですが、前回の部会でこういった総量規制の内容なので、パブリック・コメントを出すときに発言したのは、できるだけ多くの方に知っていただくことがとても大事なのでということをお願いしました。特定の人をお願いしますというのは基本的にパブリック・コメントでないので、あくまでもオープンにした状態で出てくる意見が大事なわけですね。

ただ、方策としては、こういったことに興味がある方には情報を流すようなルートを持つ努力は必要かなと思います。こちらから指名してお願いするわけではなくて、そういった希望の方々にパブリック・コメントがある記事については情報を流してほしいという要望を出していただいて、そういった方々にはこんなパブリック・コメント募集がありますよということ逆を逆に配信するというのも考えていく。

結果として意見は出なかったかもわからないけれども、アクセス 300 が 1,000 になるだけでも検討中の事項を知っている人が増えるということも重要で、意見をもらうことも重要なんだが、どんなことをやっているんだということを知っていただくことも、とても大事だと思います。いろいろなルートで周知していくということに是非、工夫していただきたいなと思います。

○小林水環境課長 工夫させていただきます。

○古米部会長 ほかの委員の方で何かいいアイデアとかあれば。

私も他の県での委員会で、埼玉県だったか。せっかくいい原案ができて、パブリック・コメント募集があるから、朝の駅前でビラを配ったらどうですかねとか大胆な発言をして、それは先生なかなか難しいですよという話になりました。パブリック・コメントという制度があるんですけども、若干、形骸化してしまっていて、やることに意義が見出されていることと、何となく住民側の皆さんもパブリック・コメント疲れしているのかもわからないですね。いかに本当にいい意見を持っていそうな方々に知っていただくかというのが工夫のしどころかなと思っていますが、何か御意見があれば。

○駒井委員 ある意味では、この総量規制は第7次までいっていますので、成熟した部分かなと思います。一方、私がやっている土壌関係とかダイオキシンとか何百という意見がばっ

と出てきています。ホットな部分は本当に出るんですが、成熟した部分はある意味でも 300 人に見ていただいたという部分でも、もう十分なのかもしれないですね。

○古米部会長 ほかに何か御意見はございませんでしょうか。

では、特にないようでしたら、この後、審議会もありますので、少し早うございますけれども、まとめに入りたいと思います。

今回 10 月ということで 2 回にわたって、この第 7 次総量規制に係る総量削減計画及び総量規制基準について審議を行ってまいりました。それぞれ委員の方々から適切な御意見等をいただきまして、しっかりと議論はできたものと考えております。結果的に第 1 回目と同じ内容の資料 1、資料 2 ということで部会のとりまとめができたということになりました。

10 時 45 分から開催されます「東京都環境審議会」において、この部会の審議結果として報告したいと思います。

以上、総量規制に関する審議を終えて、本日の部会を終了としたいと思います。

これ以降は、再び事務局の方にお戻ししたいと思います。

○宮沢環境政策課長 それでは、御審議、誠にありがとうございました。

既にお知らせしてございますが、この後、45 分から同じ第二庁舎の 31 階、高層階になるんですけれども、そちらの特別会議室 21 というお部屋で本審議会を開催させていただきます。エレベーターがここから行くには 1 回、3 階か 4 階に下りて乗り継いで紫色のエレベーターで上に上がるとい、ここから直接行けない構造になっております。担当の方が御案内をしますので、よろしくお願ひ申し上げます。引き続きの御審議で恐縮でございますが、よろしくお願ひします。

では、これをもちまして本日の部会を終了いたします。

どうもありがとうございました。

午前 10 時 19 分開会